

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

展望室

ア 展望室の運営に関する業務

イ 展望室の使用承認に関する業務

ウ 展望室の使用承認の取消し等に関する業務

エ 展望室の維持管理に関する業務

オ その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成29年4月1日から平成36年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）であることとし、個人での応募は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は、以下の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(9) 申請者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係
電話025(280)5100 FAX025(280)5089

(2) 募集要項の交付方法

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係で交付するほか、新潟県交通政策局ホームページからも入手が可能である。

(3) 申請書類の受付期間

平成28年8月24日（水）から平成28年8月31日（水）まで

4 その他

(1) 失格 申請書等に虚偽の記載があった場合、本件募集要項において示した条件に明らかに反している場合及び審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。

(2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は、県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。